



令和元年（平成 31 年）における送検状況について

～80件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 井上 真）は、令和元年（平成 31 年）（1～12 月）の送検状況（大阪労働局及び管下 13 の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものを以下のとおり取りまとめた。

| | | | | |
|-----------|------|-------|-------|---------|
| ○送検件数 | 80 件 | （対前年比 | + 5 件 | +6.7%） |
| ○法令別件数 | | | | |
| 労働基準法等違反 | 35 件 | （対前年比 | + 5 件 | +16.7%） |
| 労働安全衛生法違反 | 45 件 | （対前年比 | ± 0 件 | ±0.0%） |

労働基準監督機関では、労働基準法，労働安全衛生法等の法令に基づき，事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが，重大・悪質な法令違反に対しては，司法警察権限を行使して捜査を行い，労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般，大阪労働局における令和元年（平成 31 年）の送検状況を取りまとめたものである。

※ 労働基準法第 102 条

労働基準監督官は，この法律違反の罪について，刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法，労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

令和元年(平成31年)の送検件数は80件で、前年の75件から5件(9.8%)増加した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が35件、労働安全衛生法違反事件が45件である。
- ・ 前年と比較して労働基準法等違反事件の件数は5件(16.7%)増加し、同数であったが、労働安全衛生法違反事件は同数であった。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が14件、「労働時間・休日等」が8件、「解雇」が3件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「墜落等危険防止」が17件、「機械等危険防止」が10件、「労災かくし」が7件となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が33件で最も多く、続いて接客娯楽業12件となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では35件中12件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、45件中36件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは13件(約16%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和元年(平成31年)に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は14件である。

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

| | | 平成29年 | 平成29年 | 令和元年（平成31年）（前年比） |
|-----------|----------------------------------|------------|------------|------------------|
| 送検件数 | | 62 100% | 75 100% | 80 (+5) 100% |
| 労働基準法等違反 | 定期賃金の不払 （労働基準法第24条、最低賃金法第4条） | 10 | 9 | 14 |
| | 解雇 （労働基準法第20条） | 1 | 3 | 3 |
| | 賃金不払残業（サービス残業） （労働基準法第37条） | 2 | 3 | 2 |
| | 労働時間・休日等 （労働基準法第32条、34条、35条等） | 12 | 13 | 8 |
| | その他 | 5 | 2 | 8 |
| | 計 | 30 48% | 30 40% | 35 (+5) 44% |
| 労働安全衛生法違反 | 機械等危険防止 （労働安全衛生法第20条） | 9 | 19 | 10 |
| | 作業主任者の選任等 （労働安全衛生法第14条） | 2 | 3 | 1 |
| | 墜落等危険防止 （労働安全衛生法第21条） | 9 | 13 | 17 |
| | 労災かくし （労働安全衛生法第100条） | 7 | 4 | 7 |
| | 就業制限 （労働安全衛生法第61条） | 0 | 1 | 1 |
| | その他 | 5 | 5 | 9 |
| | 計 | 32 52% | 45 60% | 45 (±0) 56% |

注1：主たる送検条文により集計。

注2：法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

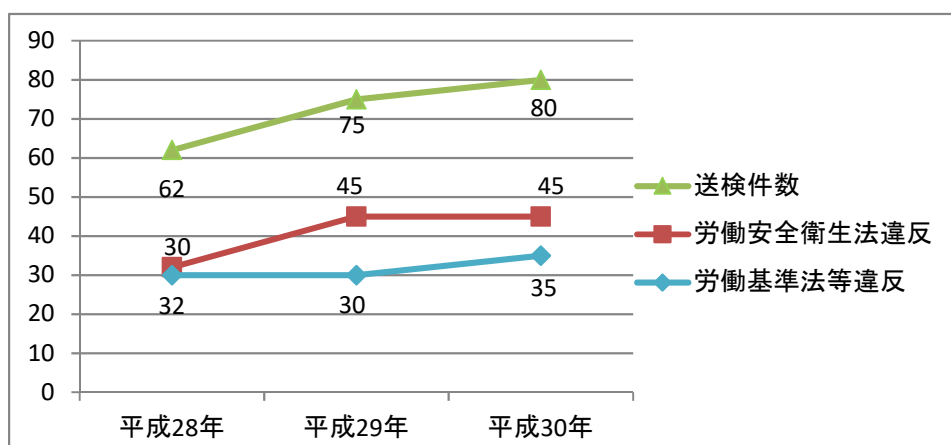


表 2 業種別件数

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年(平成31年) |
|-------|------------|------------|-------------|
| 製造業 | 12 19% | 16 21% | 8 10% |
| 建設業 | 16 26% | 24 32% | 33 41% |
| 運輸交通業 | 7 11% | 5 7% | 3 4% |
| 商業 | 5 8% | 10 13% | 8 10% |
| 接客娯楽業 | 9 15% | 2 3% | 9 11% |
| その他 | 13 21% | 18 24% | 19 24% |
| 送検件数 | 62 100% | 75 100% | 80 100% |

表 3 端緒別件数

| | 平成29年 | | | 平成30年 | | | 令和元年(平成31年) | | | |
|--------------|--------|---------|------|--------|---------|------|-------------|---------|------|------|
| | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 | |
| 告訴・告発 | 14 | 1 | 15 | 14 | 3 | 17 | 12 | 1 | 13 | 16% |
| 告訴・告発以外 | 16 | 31 | 47 | 16 | 42 | 58 | 23 | 44 | 67 | 84% |
| (うち、重大な労働災害) | (2) | (21) | (23) | (1) | (36) | (37) | (0) | (36) | (36) | 45% |
| 送検件数 | 30 | 32 | 62 | 30 | 45 | 75 | 35 | 45 | 80 | 100% |

表 4 強制捜査件数

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年(平成31年) |
|----------------|------------|------------|-------------|
| 送検件数 ※ | 62 100% | 75 100% | 80 100% |
| 強制捜査(搜索、差押等)件数 | 7 11% | 16 21% | 14 18% |

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。